

「顔が変わる」:植民地朝鮮における人種表象と識別(予告編)

担当:李昇燁(イ・スンヨプ/人文科学研究所)

植民地支配と朝鮮人の識別

早速ですが、次の文章を読んで頂きましょう。

鮮人識別資料 骨格及相貌上

- 一、身長内地人ト差異ナキモ、姿勢直シク腰ノ跣ムモノ及猫背少ナシ
 - 一、顔貌内地人ト異ナラザルモ、毛髪軟ニシテ且少ナク髪ハ下向ニ生ズルモノ多シ、顔面ニ毛少ナク俗ニ「ノツペリ」顔多シ、髭鬚髯ハ一体ニ薄シ
 - 一、目瞼ハ濁リテ鋭カラズ
 - 一、頭部ハ結髪ノ為[……]頭骨ニ変形ヲ来セル八卷ノ痕形ヲ止ムルモノアリ、[……]前頭部ハ左右ニ真中ヨリ分クルヲ以テ、熟視セバ痕跡ヲ止ムルモノ多キヲ見ル、尚後頭部ハ木枕ヲ用フル為概ネ平タシ
 - 一、齒ハ幼児ヨリ生塩ヲ以テ磨クガ為白クシテ能ク揃ヒ齲齒(むしば)等少ナシ
- [下略]

—朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成』第1巻より—

引用文は、大正2(1913)年、内務省警保局長(全国の警察業務を総括する、実質的なトップ)が各府県知事に発送した「朝鮮人識別資料ニ関スル件」と題した文書の一部です。1910年の韓国併合を前後して、多くの朝鮮人が日本「内地」に渡航し、各地で居住することになりました。治安維持を担当する警察としては、一般の「内地人」と彼等を区別する必要があると感じたわけです。特に、「排日思想」を持つ朝鮮人の活動は、もっとも取締を必要とするものでした。しかし、朝鮮人の「見分け」とは、さほど簡単なものではなく、やがて中央の警察は識別のためのガイドラインを作成・配布するに至りました。

「差異」の識別と差別

このような「見分け」を必要としたのは、ただ警察に限るものではありませんでした。植民地における支配民族と被支配民族の権力関係が存在する以上、相手に対する「見分け」は、自分と相手の力関係を規定するために、相手にどのように接するかを決めるために、欠かせないものでした。というよりは、「識別する」という意識を持つ以前に、まるで空気のような「区別」が行われたと言えるでしょう。次の引用文は、かかる「識別」に失敗した時、朝鮮に(支配民族として)居住していた日本人が表した反応の一例であるでしょう。

◇内地人と思つて叮嚀に散髪し後で朝鮮の人だと知つて侮辱す

昭和八年三月十一日の夜のこと慶南釜山府某町の内地人理髪店主内山一夫(仮名)は折柄散髪に来た人

品いやしからぬ客に対して叮嚀に取扱ひ、其の客は理髪をすませて立去つた。

すると其の後に内山の弟子某は今の客は内地語は流暢だが李完相(仮名)と云ふ朝鮮人だと告げた、之を聞いた内山は

『なんだヨボ[*朝鮮人に対する蔑称:引用者注]か汚い奴ぢや器具の手入をよくして置け、實際朝鮮人は内地語が少し判ると実に生意気だ』

と侮辱した。所が其の場に居合せて之を聞いてみた金某(仮名)は痛く憤慨し忽ち内山に喰つてかゝり

『ヨボは汚い生意気だとは何か、いやしくも客に向つて此の侮辱は何事だ』

と激昂して反駁し内山亦之に応酬して激論を交へた末遂に内山は金君に打撲傷を負はしめたが折よく巡回中の巡査の爲め制止され内山の謝罪で事は終つた。

—『朝鮮同胞に対する内地人反省資録』(朝鮮軍憲兵隊司令部、1933年)より—

植民地支配の原理:「同化」と「(差)異化」

ここで、一つ疑問を抱くかも知れません。日本の植民地統治は「同化主義」ではなかったのか、あの有名な「創氏改名」を始めとする日中戦争—太平洋戦争下の「皇民化」政策がその例ではないのか、と。しかし、植民地統治、とりわけ異民族統治とは、「同化」と共に「(差)異化」を二つの軸とするものであったと言えます。

例の「創氏改名」の場合も、「名前で区別ができなくなる」との理由で、朝鮮総督府の官僚(特に警察)や民間の日本人の多くが反対した事実があります。「日本の歴史と伝統から由来する苗字を異民族に許容するわけにはいかない」といい、当時の帝国議会に同制度廃止の請願を提出した人物もいました。次の引用は、その請願文の一部です。

「朝鮮ニ内地姓氏許与反対ノ請願」(第七五回帝国議会衆議院請願、1056号、1940年3月12日、神奈川県鎌倉市扇ヶ谷五十九番地・金子有鄰提出)

朝鮮総督府ハ曩ニ朝鮮同胞ニ日本伝来ノ名字ヲ強制許与スル旨発表セルモ元来日本姓氏ノ大部分ハ皇胤的新胤的貴族武士ノ家ヨリ分派セル至重至貴ナル源流ヲ有スルモノニシテ日本国体上国民道徳上並朝鮮統治上軽々シク其ノ一族ニ非サル者ニ濫許スヘキニ非ラサルモノト信ス依テ政府ハ大和民族伝来ノ名字ヲ朝鮮ニ於ケル其ノ族ニ非ラサル者ニ許与セシメサル様善処セラレタシト謂フニ在リ

朝鮮人側の「差別からの脱出」論理としての同化

一方、被支配民族の朝鮮人側の視点から「同化」の問題を見てみましょう。いわゆる「皇民化」のスローガンの下で進められた、完全在る「同化」とは、朝鮮民族の文化や民族意識を抹殺するという、「負」の意味を持っている同時に、「差異」による差別の根拠をなくすという「正」の意味としても読み取ることができます。今日、韓国や北朝鮮で「親日派」として批判されている人物の中には、かかる「差別からの脱出」の論理をもって、日本の統治や戦争遂行に積極的な協力を止まなかった人がいます。有名な文学者として、1940年以後には熱烈なる対日協力者に転身し、戦後韓国で「反民族行為者処罰特別法」によって裁かれた李光洙(イ・クァンス)は、当時多くの作品の中で「内鮮一体」の夢を描きました。その「同化」、そして「平等」の表象として挙げられたのは?やはり「顔」(=見分け)でした。次の「顔が変わる」というエッセーの一節です。

今になつて考へて見ると過去三十年来半島人の顔は確かに変つた。変つたのは顔ばかりではあるまい。着こなしも、歩き振りも、作法も、そして考へも変つて来たことだらう。それらのものが一つになつて顔が變つたといふ結果を生じたのであらう。年の若いものになればなるほど、区別がつかなくなつて来た。女の方がもつと解りにくい。[・・・中略・・・]同じ教育を受け、同じ宮参りをし、同じことばを話し、同じことを考へ、友達になり、夫婦になり、かうして行くうちには、半島人の顔は、すっかり變つてしまつて、戸籍調べでもしないことには、内地人や半島人や解らなくなることだらう。[・・・中略・・・]内鮮両民族が、かやうに見分けがつかなくなるこそものが、両族同血の生きた証拠だと思ふ。英国人と印度人とは、何万年経つても同じ顔になることはないだらう。

—李光洙「顔が変る」『文藝春秋』1940年11月号より—

実は、この文章で彼が用いたレトリックには、色んな意味が潜んでいます。時代の脈絡を考慮しながら、その意味を考えて頂きましょう。